

議案第 5 1 号

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金 子 敏 明

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例

かすみがうら市行政組織条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「部」の次に「（市長公室を含む。以下同じ。）」を加え、同条第 1 号を次のように改める。

（１） 市長公室

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（２） 総務部

第 3 条第 1 号を次のように改める。

（１） 市長公室

- ア 秘書に関すること。
- イ 職員の人事及び厚生に関すること。
- ウ 市政の総合企画及び総合調整に関すること。

エ 広域行政に関すること。

オ 広報に関すること。

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 総務部

ア 議会及び一般行政に関すること。

イ 文書に関すること。

ウ 統計に関すること。

エ 公有財産に関すること。

オ 庁舎に関すること。

カ 予算その他財政に関すること。

キ 行政改革に関すること。

ク 契約及び工事検査に関すること。

ケ 情報政策に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

7 級	部長の職務 教育委員会事務局教育部長の職務 会計管理者の職務 次長の職務 事務所長の職務
-----	--

	教育委員会事務局の次長の職務 議会事務局長の職務
--	-----------------------------

」を

「

7 級	市長公室長及び部長の職務 教育委員会事務局教育部長の職務 次長の職務 事務所長の職務 教育委員会事務局の次長の職務 議会事務局長の職務
-----	--

」に

改める。